日本国内におけるヒアリ探知犬の育成に係る試行への
参画事業者の公募要領

＜事業目的＞

ヒアリ対策に係る新規技術の一つであるヒアリ探知犬について、今後の日本国内における育成に活用するため、日本国内におけるヒアリ探知犬の育成の試行を実施し、それぞれの育成段階において実施すべき訓練内容や求められる能力、育成時の留意点等をまとめた「ヒアリ探知犬育成マニュアル（仮称）」を作成する。

＜公募概要＞

・募集事業者数：２者程度（複数の事業者が連携して応募することも可とする）
・育成の試行を行う探知犬の頭数：１事業者につき１～２頭程度
・育成の試行を行う期間：令和７年 12 月～令和８年秋頃（予定）
・育成の試行内容：
　＜令和７年度＞
　講習会（１回）、個別面談（２回）、ヒアリの匂いサンプルを用いた室内訓練及び屋外訓練
　＜令和８年度＞
　ヒアリの匂いサンプルを用いた室内訓練及び屋外訓練の継続、国内の港湾等における実践的な訓練ほか
・環境省側からの支援内容：講習会及び個別面談時の育成方法に関する情報提供や助言、訓練用のヒアリの匂いサンプル（シート状のものを想定。ヒアリの匂いサンプル、他のアリの匂いサンプル、無臭のサンプルの３種類）の提供、国内の港湾等における実践的な訓練機会の提供（予定）

＜公募要件・必要な提出書類＞

以下の要件を全て満たし、申請書及び別添資料１～４（様式自由）を提出した事業者の中から、環境省が申請内容を踏まえて試行参画事業者２者程度を選定する。なお、応募多数の場合は申請内容を基に、より確実かつ円滑な育成の試行が可能と考えられる事業者を選定することとする。

※提出された申請書類は返却しない。また、試行参画事業者の選定以外の目的では使用しない。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

〇日本国内における探知犬の育成・運用実績を有すること。

・日本国内における各種探知犬（対象物の匂いを嗅ぎ分けて探知する能力を有する犬をいう。以下同様。）の育成実績及び実際の業務等での運用実績をそれぞれ3年以上有し、かつそれを証する資料（業務契約書等）を環境省に提出すること。→別添資料1
・日本国内において探知犬の訓練が可能な施設・設備（冬季においても訓練が可能なもの）を備えていること。また、それを証する資料（訓練施設の所在地、図面及び写真）を環境省に提出すること。→別添資料2

〇試行期間内に速やかに探知犬の育成開始が可能な体制を有すること。

・育成対象として想定している個体がいること。また、当該個体（複数頭の候補がいる場合は全ての個体）の名前、犬種、年齢、他の探知犬としての訓練歴や活動歴（ある場合）が分かる資料を環境省に提出すること。→別添資料３
・当該個体の育成を主に担当する予定のハンドラーがいること。また、当該ハンドラーの氏名、ハンドラーとしての経験年数、ハンドラーとしての資格（ある場合）が分かる資料を環境省に提出すること。→別添資料４
・育成対象となる個体については、試行期間内は本事業内でのヒアリ探知犬の訓練のみを行い、他の探知犬としての活動や訓練は行わないことが望ましい。
※犬種は探知犬として広く活用されているビーグル等の中型犬を想定するが、探知犬としての適性と実績があり、また港湾等における探査が可能であると認められる場合はそれ以外の犬種も可とする。
※探知犬の適性は個体によって異なることから、可能な場合はヒアリ探知犬の候補として複数頭を並行して育成できる体制を有することが望ましい。

〇試行期間内に実施される講習会、個別面談、訓練に参加できること。また、試行期間内は環境省・試行支援業務請負事業者・専門家の指示に従って適切に育成の試行を実施できること。

・講習会：令和7年度は東京都内で1回（4時間程度）の開催を想定。会場は環境省側で手配する。なお、参加者はハンドラーやその他の試行参画事業者の担当者を想定し、育成対象となる犬の参加は不要である。
・個別面談：令和7年度は試行参画事業者が実際に訓練を行っている場所に環境省、試行支援業務請負事業者、専門家が訪問する形で2回（各3時間程度）実施することを想定。育成対象となる犬の実際の訓練の様子を確認し、必要な助言や意見交換を行うことを想定。
・訓練用の匂いサンプルは試行支援業務請負事業者から宅配便等により冷凍状態で月１回程度送付予定である（１回あたりの送付量は靴箱１箱分以内を想定）。試行参画事業者においてはサンプルが届き次第速やかに冷凍庫で保管し、適切に管理して使用すること。
※令和８年度の講習会、個別面談の開催有無は令和７年度の育成試行の進捗を踏まえて決定予定である。

〇環境省が業務内で作成予定のヒアリ探知犬育成マニュアル（仮称）の作成作業に協力できること。

・マニュアル作成のために環境省や試行支援業務請負事業者から求めがあった場合、探知犬の育成状況等の報告や、育成の様子を示す画像・動画の提供などの必要な協力を行うこと。

※育成方法等に関して公表不可の情報がある場合、申請様式にその旨を記載すること。

〇国内での必要な訓練が終了した後、海外でヒアリ探知犬の認証試験を自らの負担で受験する意思を有していること。

・国内での必要な訓練が終了した後（令和８年度の秋以降を想定）、育成対象の探知犬がヒアリの探知に必要な能力を習得したことを確認するため、探知犬とハンドラーのペアで海外（既にヒアリ探知犬が実用化されている国）に渡航し、現地でヒアリ探知犬の認証試験を受験いただくことを想定している。

・このことを理解し、渡航に必要な手続き（検疫手続き等）を自らの負担で実施することと、必要な費用（渡航費用、現地での滞在費用、現地での訓練及び認証試験の受験費用）を自ら負担することに同意いただけること。

〇暴力団排除に関する誓約

・申請書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。

＜留意事項＞

・本事業の目的はあくまで日本国内におけるヒアリ探知犬の育成方法の確立であり、個別のヒアリ探知犬の育成そのものを目的とするものではない。また、本事業で育成されたヒアリ探知犬について、今後の環境省事業での活用が保証されるものではない。

・今後の国内におけるヒアリ探知犬の具体的な活用方法については、本事業及び来年度以降の育成の試行結果を踏まえて検討予定であり、現時点で確定した活用予定があるものではない。また、活用する場合も導入初期には部分的・試行的な活用となる見込みである。

・本事業内で試行参画事業者に対して提供するヒアリの匂いサンプル等の育成資材やヒアリ探知犬の育成に関する情報は試行参画事業者内のみで取り扱うこととし、環境省の許可なく第三者に提供したり、本事業での育成対象以外の犬の訓練に使用したりすることは禁ずる。

・本事業に参画しなかった事業者についても、ヒアリ探知犬が実用化されている国の事業者等と連携する等して、自らヒアリ探知犬の育成を進めることを妨げるものではない。

以上

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、ヒアリ探知犬の育成の試行への参画を申請するに当たって、また、当該育成の試行の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。